

令和5年2月14日

電話リレーサービス支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

電話リレーサービス制度に係る

① 令和5年度の番号単価の算定

② 交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法についての総務大臣への認可申請

について

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 島田 明)は、電話リレーサービス制度に係る令和5年度の番号単価について2月10日開催の電話リレーサービス支援業務諮問委員会(委員長 関口博正 神奈川大学経営学部教授)の答申を受け、下記1のとおり算定したのでお知らせいたします。

併せて、同諮問委員会の答申を受け、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第24条第2項に基づき令和5年度における交付金の額及び交付方法についての認可申請を、また、同法第25条第2項に基づき負担金の額及び徴収方法についての認可申請をそれぞれ、総務大臣へ行いました。この認可申請の概要は、下記2及び3のとおりです。

記

1 番号単価について

令和5年4月以降の電話番号数に基づき負担する番号単価を次のとおり算定しました(算定の方法等は、[別紙1](#)のとおりです)。

1 電話番号当り 1円/月(令和5年4月から令和6年1月まで)

1 電話番号当り 0円/月(令和6年2月から令和6年3月まで)

この番号単価により、令和5年4月から令和6年1月までの各月の電話番号数に基づき、法第24条第2項及び第25条第2項の規定により電話リレーサービス制度に係る交付金、負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うものです。

2 交付金の額及び交付方法の認可申請について

電話リレーサービス提供機関への交付金の額及び交付方法について、以下の内容で認可申請を行いました(申請書の概要は[別紙2](#)のとおりです)。

(1) 交付金の額の算定（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第23第1項）

$$\begin{aligned} \cdot \text{交付金の額} &= \text{提供業務に要する費用の額の予想額} \\ &\quad + \text{提供業務に係る運営資金の返済の額の予想額} \\ &\quad - \text{提供業務により生ずる収益の額の予想額} \\ &\quad - \text{提供業務に係る運営資金の借入れの額の予想額} \\ &\quad - \text{提供業務に係る繰越収支差額の予想額} \\ &= 2,371,646,001\text{円} \\ &\quad + 0\text{円} \\ &\quad - 55,199,673\text{円} \\ &\quad - 0\text{円} \\ &\quad - 138,242,461\text{円} \\ &= 2,178,203,867\text{円} \end{aligned}$$

以上により、交付金の額は、約21億78百万円となっています。

(2) 交付方法

ア 交付手段

・ 交付金の交付は、銀行振込により行う。

イ 交付金額の通知

・ 令和5年7月（令和5年4月算定分）から令和6年4月（令和6年1月算定分）までの間、毎月、電話リレーサービス提供機関に対して、交付金額を通知する。
なお、令和6年4月に通知する交付金額は、施行規則第28条第2項に規定する「残余の額」がある場合は、これを当該年度の交付金と区分して通知するものとする。

ウ 交付金の交付期限

・ 毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

エ 各月の交付金の計算方法

・ 特定電話提供事業者から徴収した各月の負担金の額から、以下の計算方法に従い、各月の交付金の額を計算する。

○令和5年7月から令和6年3月までの間、毎月、電話リレーサービス提供機関に対して通知を行う交付金の額の計算方法
＝各特定電話提供事業者から納付を受けた各月の当該特定電話提供事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額}}{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額} + \text{支援機関の支援業務に要する費用の額（注）}} \right)$$

（注）電話リレーサービス支援業務に係る運営資金の返済の額がある場合は、これを加え電話リレーサービス支援業務により生ずる収益の額及び電話リレーサービス支援

業務に係る運営資金の借入れの額並びに前年度の電話リレーサービス支援業務に係る繰越収支差額がある場合は、これらを控除した額とする。

○認可申請書には、この他に令和6年4月に電話リレーサービス提供機関に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

3 負担金の額及び徴収方法の認可申請について

負担金を納付すべき各特定電話提供事業者の負担金の額及び徴収方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は、[別紙3](#)のとおりです。）。

（1）負担金の額の算定（施行規則第28条第1項）

以下の要件を充足する特定電話提供事業者ごとに算定する。

（ア）前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者

（イ）令和4年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している事業者

（2）各特定電話提供事業者の負担金の額

令和2年総務省告示第371号に定める方法に従って算定する番号単価に、法第27条第3項に基づき総務大臣から通知される特定電話提供事業者ごとの各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じて得た額とする。

（上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入、また、各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数を算定対象電気通信番号の総数で除した値は、小数点以下7位未満を四捨五入）。

（3）負担金の徴収方法及び納付期限

ア 負担金の納付手段

・負担金の納付は、銀行振込により行う。

イ 負担金額の通知

・負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき各特定電話提供事業者に対し、以下の事項を通知する。

① 各月の負担金の額

② 納付期限

③ 納付する口座名義・口座番号

・負担金額の通知については、令和5年7月（令和5年4月算定分）から令和6年4月（令和6年1月算定分）までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額を、それぞれ金額の確定する令和5年7月以降毎月行うこととする。

ウ 負担金の納付期限

・毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

エ 延滞金の納付

・納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの

日数に応じて、年14.5パーセントの割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

関連する内容につきまして、当協会のホームページにも掲載しております。

[https://www.tca.or.jp/telephonerelay service support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

電話リレーサービス制度における番号単価の算定について

－令和 5 年度－

令和5年2月10日
一般社団法人 電気通信事業者協会
電話リレーサービス支援業務室

交付金の額の算定

- 電話リレーサービス提供機関から届け出のあった算定資料により、交付金の額を算定した結果、令和 5 年度の交付金の額は 2 1 億 7 8 百万円となりました。

交付金の額	=	算定に係る年度における電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額	2 3 億 7 2 百万円
	+	電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の返済の額の予想額	0 円
	－	電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額	5 5 百万円
	－	電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の借入れの額の予想額	0 円
	－	前年度の電話リレーサービス提供業務に係る繰越収支差額の予想額	1 億 3 8 百万円
		計	2 1 億 7 8 百万円

単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない。

番号単価の算定（1）

・下記の算定式に基づき、具体的な数値を用いて計算を行った結果、番号単価は月約0.76円となりました。

算定式		数値	
分子	+	交付金の額	2 1 億 7 8 百万円
	+	支援業務に要する費用の額の予想額	5 3 百万円
	+	支援業務に係る運営資金の返済の額の予想額	5 3 百万円
	-	支援業務により生ずる収益の額の予想額	0 円
	-	支援業務に係る運営資金の借入れ額の予想額	5 3 百万円
	-	支援業務に係る繰越収支差額の予想額	0 百万円
	-	予測前年度過不足額	▲ 1 百万円
分母	÷	算定対象年度の予測算定 対象電気通信番号の総数の合計	2 9 億 3 0 百万番号

交付金
21億78百万円

+

支援業務・費用等
1億06百万円

-

支援業務・収益等
53百万円

-

予測前年度過不足額
▲1百万円

=

番号単価
約0.76円/月
(約9.14円/年)

対象番号
29億30百万番号

番号単価の算定（２）

- 令和５年度の番号単価は、総務省告示第371号に基づき算定した結果、１番号当たり月約0.76円となったため、告示第３条ただし書きにより端数処理を行い、年間１０円（約9.14円*）となりました。
- 番号単価の適用に当たっては、電話リレーサービス提供業務の資金調達等に配慮し、次のとおり４月から翌年１月までは各月１円、その他の月は０円としました。

R 5 年									R 6 年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	0円	0円

*月あたり約0.76158606円/番号。年あたり0.76158606円/番号×12≒9.13903269/番号≒10円/番号

○ 総務省告示第371号(令和2年12月1日)

(端数処理)

第三条 電話リレーサービス支援機関は、前条第一項の規定により算定した番号単価について、整数未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、算定対象年度の交付金の額、算定対象年度の電話リレーサービス支援機関の電話リレーサービス支援業務に要する費用の額の予想額、予測前年度過不足額、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、算定対象年度の各月ごとに、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。

交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 電 - 0 5 0

令和5年2月13日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第24条第2項の規定により、令和5年度における、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第23条第1項の規定により算定した交付金の額は「2,178,203,867円」となる。

電話リレーサービス提供機関に対する交付金の額

$$= (A + B) - (C + D + E)$$

Aは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額
〔=2,371,646,001円〕

Bは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の返済の額の予想額
〔=0円〕

Cは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額
〔=55,199,673円〕

Dは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の借入れの額の予想額
〔=0円〕

Eは、算定対象年度の前年度の電話リレーサービス提供業務に係る繰越収支差額の予想額
〔=138,242,461円〕

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

当該年度の最初の算定月（番号単価が0円の月は除く。）の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、電話リレーサービス提供機関に対して交付金額の通知を行う。

なお、最終算定月の3箇月後に電話リレーサービス提供機関に対して通知する交付金額は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第28条第2項に規定する「残余の額」がある場合は、これを当該年度の交付金と区分して通知するものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

① 当該年度の最初の算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、電話リレーサービス提供機関に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ 負担金を納付すべき各特定電話提供事業者から納付を受けた各月の当該特定電話提供事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left[\frac{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額}}{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額} + \text{支援機関の支援業務に要する費用の額（注）}} \right]$$

（注）電話リレーサービス支援業務に係る運営資金の返済の額がある場合は、これに加え、電話リレーサービス支援業務により生ずる収益の額及び電話リレーサービス支援業務に係る運営資金の借入れの額並びに前年度の電話リレーサービス支援業務に係る繰越収支差額がある場合は、これらを控除した額とする（次の②において同じ。）。

② 最終算定月の3箇月後に電話リレーサービス提供機関に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ （負担金を納付すべき各特定電話提供事業者に係る負担金の総額 － 当該年度の最初の算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各特定電話提供事業者から納付を受けた電話リレーサービス提供機関に係る負担金の総額）

$$\times \left[\frac{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額}}{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額} + \text{支援機関の支援業務に要する費用の額}} \right]$$

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第25条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した特定電話提供事業者から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに電話リレーサービス提供機関に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を電話リレーサービス提供機関及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

本認可内容により難い特別な理由が生じた場合であって、かつ、総務大臣が適当と認めた場合は、上記の記載によらず交付金の額を算定し、交付金を交付することとする。

負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 電 - 0 5 1

令和 5 年 2 月 1 3 日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵便番号 1 0 1 - 0 0 5 2

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目 1 0
興信ビル 2 F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 2 5 条第 2 項の規定により、令和 5 年度における、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額

以下の①及び②の要件を充足する特定電話提供事業者ごとに算定した負担金の額を、合計した額とする。

- ① 前年度の電気通信事業収益が 1 0 億円を超える事業者
- ② 令和 4 年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）別表に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

特定電話提供事業者の負担金の合計額

$$= \sum_{i=1}^{Ft} \left[\sum_{t=1}^{n-1} [Pt \cdot Nt] + \{C+S - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pt \cdot Nit]) - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pn' \cdot Nin' - Z \cdot Nin' / Mn'] \} \cdot \right. \\ \left. Nn / Mn + Pn' \cdot Nn' - Z \cdot Nn' / Mn \right]$$

C は、交付金の額の合計額〔＝2, 178, 203, 867 円〕

S は、支援機関の支援業務に要する費用の額の予想額に運営資金の返済の額の予想額を加えた額から、支援業務により生ずる収益の額の予想額及び運営資金の借入れの額の予想額、前年度の繰越収支差額の予想額並びに予測前年度過不足額を控除した額〔＝53, 591, 871 円〕

n は、最終算定月〔＝令和 6 年 1 月予定〕

t は、各月（令和 5 年 4 月～最終算定月）

Ft は、 t 月の特定電話提供事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{Ft t}$ のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{Ft n}$ のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数

Pt は、 t 月の番号単価（番号単価は、令和 2 年総務省告示第 3 7 1 号に従って算定する。）

※ 算定の結果、整数未満の端数（約 0.76 円／月・番号）があるため、告示第 3 条ただし書きに基づき各月ごとに、当該端数を切り捨て又は切り上げ次のとおり適用する。

$$0.76 \text{ 円／月・番号} \times 12 \text{ か月} \div 9.14 \text{ 円／年・番号} \div 10 \text{ 円／年・番号}$$

∴ 1 円／月・番号を 4 月番号分（7 月徴収分）から翌年 1 月番号分（令和 6 年 4 月徴収分）までの算定対象電気通信番号に適用する。なお、電話リレーサービス提供機関の資金面等の観点から、年度当初からの各月番号分を支給するものである。

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 4 年 9 月予定〕

t' は、前年度の各月（令和 4 年 4 月～令和 4 年 9 月まで）

Ft' は、 t' 月の特定電話提供事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ft n'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数

Pt' は、 t' 月の番号単価〔令和 4 年度の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は令和 4 年 4 月～令和 4 年 9 月までは 1 円／月・番号、その他の月は 0 円／月・番号〕

Pn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z は、前年度の最終算定月における負担金必要額（交付金の額（ C' ）に支援業務に要する費用の額及び運営資金の返済の額を加えた額から、支援業務により生ずる収益の額及び運営資金の借入の額並びに前年度の繰越収支差額を控除した額（ S' ））

$$[= C' + S' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pt' \cdot Nit'] \right)]$$

C' は、前年度の交付金の額の合計額〔＝1,614,023,010 円〕

S' は、前年度の支援機関の支援業務に要する費用等の額〔＝▲119,500,785 円〕

※ 端数処理については、施行規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する特定電話提供事業者が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき特定電話提供事業者に対し、以下の事項を通知する。

- ① 負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各特定電話提供事業者に対する負担金額の通知については、施行規則第28条第2項に規定する「残余の額」及び当該年度の最初の適用月（番号単価が0円の月は除く。）から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、督促状により期限を指定してその納付を督促するものとする。この場合、当該督促に係る負担金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各特定電話提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）

- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

本認可内容により難い特別な理由が生じた場合であって、かつ、総務大臣が適当と認めた場合は、上記の記載によらず負担金の額を算定し、負担金を徴収することとする。